

傷病手当金の 年末調整対応 簡単まとめガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

傷病手当金と年末調整の関係

傷病手当金とは

傷病手当金とは、業務外の病気やケガによる休業中に、被保険者とその家族の生活を保障するために健康保険から支給される手当金です。受給条件は以下の通りです。

1. 業務外の事由による病気やケガでの療養であること
2. 就労できない状態であること
3. 連続して3日間（待期期間）を含み、4日以上仕事を休んでいること
4. 休業期間中に給与の支払いがないこと

傷病手当金は年末調整での申告が不要

傷病手当金は、**所得税がかからない非課税所得**です。

年末調整は、1年間の給与所得に対する所得税を精算する手続きのため、**傷病手当金は年末調整の対象外**となります。

したがって、会社から年末調整の書類が配布されても、傷病手当金の金額を記入する必要はありません。

年末調整での具体的な対応

1. 休職中で会社に在籍している場合

- **必要書類の提出**

会社に在籍しているため、他の従業員と同様に年末調整の対象となります。

会社からの案内に従い、生命保険料控除証明書など、必要な書類を提出してください。

その際、傷病手当金に関する申告は不要です。

- **扶養家族がいる場合**

配偶者や家族を扶養している場合、扶養控除申告書を提出します。

扶養の判定基準となる合計所得金額に傷病手当金は含まれません。

2. 年内に退職した場合

年内に退職すると、会社で年末調整を受けることはできません。

再就職先で年末調整を受けられない場合、納めすぎた所得税の還付を受けるためには、**自身で確定申告を行う必要があります。**

確定申告でも、傷病手当金を収入として申告する必要はありません。

年末調整ではできない手続き

医療費控除

医療費控除を受ける場合、**年末調整では対応できないため、確定申告が必要です。**

対象者	1年間（1月～12月）に支払った医療費の合計が、原則として10万円を超えた方
対象となる医療費	本人および生計を同一にする家族のために支払った医療費 病院での治療費、薬代のほか、ドラッグストアで購入した一部の市販薬も対象
申請方法	確定申告（年末調整では不可）
還付の可能性	傷病手当金を受給している場合、医療費がかさんで還付の対象となる可能性がある

社会保険上の扶養に関する注意点

税法上の扶養とは別に、**健康保険の扶養認定においては傷病手当金が収入として扱われます。**

	税法上の扶養（年末調整）	社会保険上の扶養（健康保険）
傷病手当金の扱い	収入に含めない	収入に含める
収入基準	合計所得金額48万円以下	年間収入130万円未満(60歳未満) 年間収入180万円未満(60歳以上または障害者)

ご家族が傷病手当金を受給される場合は、健康保険の扶養条件に影響がないか、あらかじめ会社の総務・人事担当者や、ご加入の健康保険組合に確認しておくで安心です。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。